

今月号の事務局だよりは、国土交通省より発表のあった、平成18年度予算の概算要求概要を中心に紹介します。

平成18年度土地区画整理事業関係予算概算要求概要

1. 基本方針

経済活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、地域を再生することが求められている。

このため、都市再生・地域再生に資する土地区画整理事業について、既成市街地の再生、特に、中心市街地の活性化と密集市街地の防災性の向上を推進する。

(1) 既成市街地の再生

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して集約型の都市構造を実現することが必要となっている。

このため、土地区画整理事業の展開について、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、不足する都市基盤施設の整備だけでなく、細分化している敷地や街区の統合化、共同化等を推進して、良質な都市空間の形成を図る。

① 中心市街地の活性化

既成市街地の中でも特に、全国各都市に共通の課題となっている中心市街地の活性化を図る事業を推進する。

このため、賑わい機能の集約のための換地の特例を創設するとともに、都市再生区画整理事業について、賑わい機能や生活機能等の集積を図るために、これら機能の施設が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助対象に追加する等の拡充を行なう。

② 密集市街地の防災性の向上

また、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性の向上を図る事業を推進する。

このため、都市再生区画整理事業について、避難路・延焼遮断空間の創出を図るため、避難路等の沿道の耐火建築物が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助対象に追加する等の拡充を行なう。

(2) 民間による事業展開

既成市街地内において土地区画整理事業を推進するためには、地方公共団体だけで取組むのではなく、民間のノウハウや資力・信用等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要である。

このため、個人、組合や平成17年施行者に追加した区画整理会社等の民間施行による事業を積極的に推進していく。

(3) 停滞している組合事業の再生

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難となっている組合も見られることから、経営状態を把握するとともに、総事業費の削減等の自助努力を含め事業の見直しを早期に行う必要がある。

このため、見直しの考え方を整理したガイドラインを作成する。また、組合の自助努力に応じて拡充された無利子貸付等を活用して、早期健全化を図る。

(4) 良好な都市環境の形成

歴史、文化、風土等の地域の個性を重視しながら美しい景観を形成することが求められており、景観法(平成16年6月公布)、電線類地中化に係る「無電中化推進計画」(5ヶ年計画、平成16年4月策定)等を活用しつつ、土地区画整理事業において美しい景観の形成を推進する。

また、地球環境問題に対応して、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用により省CO₂を推進するため、未利用エネルギー源とプラントをつなぐ熱導管整備等に助成するエコまちネットワーク整備事業(仮称)を創設する。

(5)事業実施における留意点

事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・事業効果の早期発現、民間投資の誘発を図るため、時間管理概念の考え方を導入して、駅前広場やまちの中核となる施設の早期供用を図ること。
- ・事業効果が広範に及ぶ事業、短期集中投資を要する事業、先導的役割を果たす事業等、国庫補助の重点化・効率化を図るとともに、事業実施にあたっては適切に新規採択時評価、再評価を行うこと。
- ・新規補助については、都市計画決定済み又は決定が確実であるものに限定すること。また、仮換地前の換地諸費については、原則として採択後5年間に限定し、早期の事業展開を図ること。

2. 土地区画整理事業関係予算概算要求総括表

区分	(単位:百万円)					
	18年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(道路整備特別会計)						
土地区画整理事業	218,563	121,866	205,028	114,430	1.07	1.06
土地区画整理事業調査	665	243	812	292	0.82	0.83
計	219,228	122,109	205,840	114,722	1.07	1.06
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理事業	10,212	4,546	7,224	3,216	1.41	1.41
先導的都市整備事業	217.5	72.5	435	145	0.50	0.50
次世代都市整備事業						
エコまちネットワーク整備事業(仮称)						
都市開発事業調査	25	25	25	25	1.00	1.00
計	12,704.5	5,393.5	7,684	3,386	1.65	1.59
まちづくり交付金	655,000	260,000	485,000	193,000	1.35	1.35
(都市開発資金金融通特別会計)						
土地区画整理事業資金融資	13,800	660	13,640	660	1.01	1.00
(注)1. 土地区画整理事業には、地方道路交付金事業(見込値)を含む。 2. 先導的都市整備事業は、市街地整備課所管分を計上。 3. エコまちネットワーク整備事業(仮称)には、街路課所管分を含む。 4. 都市開発資金金融通特別会計の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、国費は一般会計からの繰入額である。 5. 本表のほかに、18年度(国費)には、NTT事業償還時補助がある。						

○土地区画整理補助事業実施予定箇所数(道路整備特別会計)

区分	18年度要求			前 年 度
	新規	継続	計	
公共団体等	17	378	395	422
組合等	6	140	146	166
計	23	518	541	588

○国庫債務負担行為(道路整備特別会計)

区分	(単位:百万円)					
	18年度要求(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
用地国債	3,000	1,500	3,500	1,750	0.86	0.86

3. 新規施策等の概要

(1) 中心市街地活性化の推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

現在の中心市街地は、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により衰退している。これまでの中心市街地活性化施策は、商業振興に偏り、生活空間としての都市機能集積への取り組み、地権者を巻き込んだまちづくりの取り組み等が不十分であった。

このような情勢に対応して、地権者を巻き込んだ空き地・空き店舗対策、医療・福祉・文化等の公共公益施設の立地支援、歩行者空間の充実等に取組んで、中心市街地の活性化を推進することが必要である。

このため、賑わい機能の集約のための換地の特例を創設するとともに、都市再生区画整理事業(街なか再生重点地区)について、以下の支援措置を講じる。

- ①賑わい機能や生活機能等の集積を図るため、これら機能の施設が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助対象に追加
 - ②歩行者空間の充実を図るため、公共施設の整備費の補助対象を拡充
 - ③街路等の他事業と一緒にで行なわれる小規模な事業を推進するため、補助面積要件を拡充
- ※換地の特例：地権者の申し出による賑わい地区(仮称)への集約換地

(2) 密集市街地の防災性の向上のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

密集市街地は、建物の老朽化や道路、公園等の公共施設の不足により、防災上の危険性が高く、地震等の災害により人的・物的に大きな被害を受ける可能性がある。

このような情勢に対応して、避難路・延焼遮断空間の創出や老朽建築物の除却・耐火建築物への建て替え等を推進して、密集市街地の防災性の向上を推進することが必要である。

このため、都市再生区画整理事業(安全市街地形成重点地区)について、以下の支援措置を講じる。

- ①避難路・延焼遮断空間と一緒に沿道の耐火建築物を整備するため、当該耐火建築物が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助対象に追加
- ②防災性の向上を図るため、公共施設の整備の補助対象を拡充
- ③街路等の他事業と一緒にで行なわれる小規模な事業を推進するため、補助面積要件を拡充
- ④重点地区の地域要件に、東南海・南海地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を追加

(3) 都市内公共空間を活用したCO₂削減を実現する制度の創設 (エコまちネットワーク整備事業(仮称))

京都議定書の発行など地球環境への諸問題に対応するため、都市におけるエネルギーの面的な利用の促進や未利用エネルギーの活用を積極的に進め、効果的・効率的なCO₂等の削減を図る。

このため、一定の地区内におけるCO₂削減目標量など都市環境負荷削減目標及び目標実現に向けた事業計画などを内容とする都市環境負荷削減プログラムを策定・公表する場合に、当該プログラムに位置付けられた熱導管等の整備を支援するため以下の措置を講ずる。

- ①都市環境負荷削減プログラム策定費用に係る助成
- ②公共空間を活用した熱導管等の整備に係る助成
 - ・都市内に賦存する未利用エネルギー活用を図るため、各種熱源と熱供給プラントを結ぶ熱導管等の整備(未利用エネルギー活用型)
 - ・効率的な熱供給による発生CO₂の削減のため、複数の熱供給プラントを連携するための熱導管等の整備(プラント連携型)

※さらに詳しい内容は当機構のホームページ(お役立ち情報)に掲載しております。
URL:http://www.sokusin.or.jp/useful/u_index.html

『中心市街地活性化講習会2005』開催のお知らせ

本年も昨年に続き、中心市街地活性化講習会を開催いたします。
今回は、「多様な主体によるまちなか活性化」と題し、有識者や先進的に取り組まれている方々の事例を紹介いたします。

開催日	開催地・会場	定員
平成17年11月28日(月)	東京 日本教育会館 第一会議室 千代田区一ツ橋2-6-2 最寄駅：地下鉄東京メトロ半蔵門線、 都営地下鉄新宿線 神保町駅 徒歩3分 ※東京駅(大手町駅)から電車で約15分	300名

プログラム(案)

時間	項目	講演者
9:30	受付開始・開場	
10:15～10:45	中心市街地活性化について	国土交通省(予定)
10:45～11:45	基調講演	東京海洋大学 海洋工学部教授 高橋 洋二
11:45～12:45	昼食	
12:45～13:45	事例紹介1：都市型観光 (門司港レトロ等)	北九州市
13:50～14:50	事例紹介2： まちの賑わいづくりの仕掛け (大正ロマンの街)	彦根市
15:00～16:00	事例紹介3 賑わいづくりの維持管理 (駅前のまちづくり活動)	特定非営利活動法人KAOの会 (千葉県鎌ヶ谷市)
16:00	閉会	

参加対象者：公共団体、商業関係者、コンサルタント、街づくりNPO関係者など
受講料：5,000円／名

なお、講習会のプログラムや申込等につきましては、「街なか再生全国支援センター」のホームページでご覧いただけます。

⇒H.P.リンクアドレス <http://www.sokusin.or.jp/machinaka/index.html>

問合せ先

事務局：(財)区画整理促進機構 街なか再生全国支援センター 山形
TEL 03-3230-8477

問合せ先

(財)区画整理促進機構
TEL 03-3230-4513

[←戻る](#)